

## 【三箇自治会資料】

この文書は、原本の内容を変えずに複製したものです。

三箇自第 2517 号  
平成 25 年 9 月 17 日

大東市谷川一丁目 1 番 1 号  
大東市 同代表者 市長 東坂浩一様

大東市三箇五丁目 3 番 33 号  
三箇自治会 同代表者 区長 三ツ川 勇

### 全世代地域市民会議について(通告)

初秋の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、三箇地区の発展のため何かとご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 25 年度から推進されている全世代地域市民会議に関し、その設置区域について、平成 24 年度において二度の申し入れを行い、更に、今年度において数次に亘り貴職と協議を重ねて参りましたが、貴職におかれては、「杓子定規に 8 つの校区に割るというのではない。校区によってこの地区を真二つに割るということは決してない。皆様のご意見を最後まで拝聴しながら決めていきたい。」と、地区懇談会で市長自らの口で述べられておきながら、市内で唯一、中学校区が大きく二分されている三箇地区の特殊事情を全く理解されず、また、当自治会の提案にも全く耳を貸さず、強引に本事業を推し進められている姿は、地方自治の本旨を行政自らが否定し、地域住民の声を全く無視した暴挙であると言わざるを得ません。

このため、全世代地域市民会議の設置区域に関する当自治会の提案に対する、平成 25 年 8 月 7 日付け、大東自推第 387 号、貴職の回答を受けて、三箇自治会は、大東市が推進される全世代地域市民会議に関して、次のとおり基本方針を決定したので、茲に通告します。

### 記

- 1 三箇自治会は、中学校区を設置区域として推進される全世代地域市民会議には参加しない。
- 2 三箇区長は、全世代地域市民会議に係る会議、行事等には一切参加しない。このため、当該会議等の案内を行わないこと
- 3 三箇地区の各団体及び機関の委員には、全世代地域市民会議に係る会議、行事等には一切参加させない。このため、当該会議等の案内を行わないこと
- 4 青少年指導員の推薦を撤回し、当該委員には、その職を辞させる。
- 5 当自治会からの要望及び協議については、当自治会の申し入れに対する平成 25 年 3 月 18 日付け、大東政第 3444 号【陳情第 116 号】の貴職回答中、「2」の事項を遵守すること
- 6 なお、当自治会は、全世代地域市民会議に関しては、常に門戸を開いていることを申し添えます。

この郵便物は平成 25 年 9 月 17 日  
第 130-58-62761-0 号書留内容証明郵便物として  
差し出されたことを証明します。  
日本郵便株式会社

